

令和6年第11回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和6年11月11日（月） 午前9時30分～午前10時00分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：松岡 哲治	2番：道園 浩二	3番：告宮 幸一
4番：塚本 壽	5番：田口 昭広	6番：坂口 武八
7番：寺本 真理子	8番：尾上 春樹	9番：山田 和治
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	4番：矢野 解光
5番：田口 宗一	6番：柿崎 重美	7番：毛利 貞幸
8番：坂口 恵美子	9番：岩崎 健	10番：福浦 昌則
11番：木川 保	12番：道崎 伸二	13番：西村 隆
14番：徳永 健次	15番：瀧上 米作	

（欠席：1名）

3番：中川 光春

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之 事務局次長：福田 鉄也

係 長：大浪 和典 主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1	報告第21号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第22号	農地法施行規則第25条の規定による届出について
日程第3	報告第23号	農地法施行規則第29条の規定による届出について
日程第4	議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第37号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和6年第11回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、2番の〇〇委員、3番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第21号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第21号、農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 2番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 3番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 4番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 なお、1番の土地については次の賃借人は未定で、2番、3番の土地については自己管理、4番の土地については賃借人の都合による解約で、今後は未定となっています。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第21号について、質疑ありませんか。

	(質疑なし) 質疑なしということですので、報告第２１号については、これで終わります。 次に、報告第２２号「農地法施行規則第２５条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の２ページをお願いします。 農地法施行規則第２５条の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 １番、土地の詳細、申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、保安林です。 これは、熊本県により行われた令和２年度災害関連緊急治山事業に伴う保安林の指定になります。 ２番、土地の詳細、申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、保安林です。 これは、熊本県により行われた令和２年度災害関連緊急治山事業に伴う保安林の指定になります。 ３番、土地の詳細、申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、保安林です。 これは、熊本県により行われた令和２年度災害関連緊急治山事業に伴う保安林の指定になります。 ４番、土地の詳細、申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、保安林です。 これは、熊本県により行われた令和２年度災害関連緊急治山事業に伴う保安林の指定になります。 議案書の３ページをお願いします。 ５番、土地の詳細、申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、保安林です。 これは、熊本県により行われた令和３年度予防治山事業に伴う保安林の指定になります。 ６番、土地の詳細、申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、保安林です。 これは、熊本県により行われた令和２年度治山激甚災害対策特別緊急事業に伴う保安林の指定になります。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。

	報告第 2 2 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 2 2 号については、これで終わります。 次に、報告第 2 3 号「農地法施行規則第 2 9 条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 4 ページをお願いします。 報告第 2 3 号、農地法施行規則第 2 9 条の規定による届出について。 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項の規定による届出が、下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1 番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、農機具倉庫です。なお、本案件は追認案件で始末書が添付されております。 総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「宮浦公民館」の北東側、約 4 0 0 m の場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、農業用倉庫として利用されており、農作業の機械化に伴い、農機具類の収納場所が必要となったため、4 7 . 4 2 m²を建築面積とし、昭和 3 8 年に建築したが、許可不要転用の届出を怠っていたとのことでした。 近隣には農地が存在しますが、近隣の農地への日照・通風等に影響はないと感じました。 なお、今回報告しました案件については、このあと、議案第 3 6 号により農地法第 3 条の規定による所有権移転が行われる予定です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 4 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 2 3 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 2 3 号については、これで終わります。 次に、議案第 3 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」

	を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の５ページをお願いします。 議案第３６号、農地法第３条の規定による許可申請書審議について。 農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の２ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「芦北農村公園」の南側、約３００ｍの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在休耕地となっていますが、譲り受けたあとは、水稻の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。 総会資料の３ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。 申請理由ですが、譲渡人は町外に居住しており、耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 所有権移転の部２番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の４ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「県立芦北高等学校」の北西側、約８０ｍの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在休耕地となっていますが、譲り受けたあとは、桃や梅の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。 総会資料の５ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。 申請理由ですが、譲渡人は令和２年豪雨災害以降、労力不足も重なり、耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は、自宅に隣接し、耕作管理が行いやすいため、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 所有権移転の部３番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由

等については、記載のとおりです。

総会資料の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「宮浦公民館」の北西側、約 4 0 0 m の場所を含む全部で 7 筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、田については水稻、畑については、5 9 6 番 1 及び 6 0 6 番 3 については、宮浦川の護岸工事が行われ、新たに表土の搬入が行われており、工事期間終了後は柑橘類や榊などを栽培する予定で、6 0 0 番地については栗が栽培され、その他の畑は休耕地となっています。また、先ほど報告しました報告第 2 3 号、許可不要転用届のありました 5 9 6 番 5 についてもこの申請に含まれています。

贈与を受けたあとは、水稻や柑橘等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

なお、6 0 6 番 1 については平成 1 0 年頃、譲渡人が家の増築を行った際に一部に住宅が建築されており、現況農地として認められないことから、すみやかに追認による転用申請を行うよう指導をしております。

総会資料の 7 ページをお願いします。契約の種類は贈与です。

申請理由ですが、譲渡人は高齢となり、耕作管理が難しくなったため、譲受人に贈与する。

譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地の贈与を受け、耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

議案書の 6 ページをお願いします。

所有権移転の部 4 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の 8 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「告地区生涯学習センター」の東側、約 1 8 0 m の場所です。

現地確認ですが、申請地は現在お茶が栽培されており、買い受けたあとは、引き続きお茶や自家消費用の季節野菜の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の 9 ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、譲受人が譲渡人の旧宅を購入する予定であるため、隣接する申請地も一括して譲受人に売り渡す。譲受人は、譲渡人の旧宅を

購入する予定であるため、隣接する申請地も併せて買い受け、耕作管理を行うとのことです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。議案書に戻ります。

所有権移転の部5番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の10ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「宮崎地区集落センター」の南側、約150mの場所を含む全部で7筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、田については水稻及び休耕地、畑については長年耕作されておらず、休耕地となっていますが、買い受けたあとは、田については水稻の栽培、畑については非農地判断の申請を行う予定で、農地除外を行い、適切に管理するとのことでした。

総会資料の11ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は高齢により、耕作管理が難しくなったため、申請地を譲受人に売り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を買い受け、耕作管理を行うとのことです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。議案書に戻ります。

所有権移転の部6番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の12ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「宮崎地区集落センター」の南西側、約450mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在季節野菜などが栽培され、買い受けたあとも引き続き、自家消費用の野菜の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の13ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は耕作管理が困難であるため、隣接地に居住している譲受人に申請地を売り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を買い受け、耕作管理を行うとのことです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由

	ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 所有権移転の部 7 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 14 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「元大川内公民館」の北側、約 90 m の場所です。 現地確認ですが、申請地は現在なすが栽培され、買い受けたあとも引き続き、なすの栽培を行い、適正に管理するとのことでした。 総会資料の 15 ページをお願いします。契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は町外に居住しており、耕作管理ができないため、申請地を譲受人に売り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を買い受け、耕作管理を行うとのことでした。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部、1 番の案件について、5 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	現地は休耕地でしたが、草払いもしてあり、これから耕作を行うとのことなので、なんら問題ないと思います。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	譲受人の息子さんも耕作を行うとのことなので、なんら問題ないと思います。
議長	次に、2 番の案件を 5 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	適正に管理されており、なんら問題ないと思います。
議長	次に、3 番の案件を 4 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、4 番の案件を 3 番の〇〇委員をお願いします。

〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	適正に管理されており、なんら問題ないと思います。
議長	次に、５番及び６番の案件を２番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	適正に管理されており、なんら問題ないと思います。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、７番の案件を１０番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	申請地が、譲受人の自宅の隣接地になりますので、なんら問題ないと思います。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。 譲渡人が町外の方で管理が難しいので、私が引き続き管理します。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第３６号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部１番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 ３番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、３番については、原案のとおり決定しました。 ４番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、４番については、原案のとおり決定しました。 ５番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、５番については、原案のとおり決定しました。 ６番について、異議ありませんか。

	(異議なし) 異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。 7番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の7ページをお願いします。 議案第37号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。 農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 1番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、個人住宅です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。 総会資料の16ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「佐敷諏訪神社」の北東側、約350mの場所を含む全部で2筆です。 現地確認ですが、申請地は現在耕作されておらず、住宅建設用に盛土が行われていました。 南側に畑が存在していますが、日照・通風に影響は無いと感じました。 総会資料の17ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 給水については、既設の地区の水道を利用し、排水については、雨水については自然透水及び町道沿いの排水溝に排水、生活排水については合併浄化槽を利用し、西側水路を経由して町道沿いの排水溝へ排水する計画です。 総会資料の18ページをお願いします。農地の広がり図を載せています。 農地の広がり約0.03haです。 総会資料の19ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請者は、自宅が老朽化し、同じ場所に住宅を建築しようと計画したが、土砂災害の警戒区域に指定されており、建築ができないため、隣接する申請地に新たに建築する予定であるため、今回申請するものです。なお、現地確認の際、729番1については盛土がされていましたが、今年4月に転用許可を得ないまま事前工事として盛土を行ってしま

	ったとのことで、始末書が添付されております。土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、問題がないこと、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件について、4 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 37 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 8 ページをお願いします。 議案第 38 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、通路です。 総会資料の 20 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「海浦阿蘇神社」の北側、約 200 m の場所です。

	現地確認ですが、申請地は、現在耕作されておらず、畑の一部となっています。 申請地周辺に農地は存在せず、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の21ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 給水については無く、排水は雨水のみで自然透水及び国道の既存側溝へ排水する計画です。 総会資料の22ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地の広がり、0.01haです。 総会資料の23ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり、10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は、国道3号から自宅への自家用車の通路が狭く不便を来しており、通路の幅を広くするために、隣接する宅地と併せて申請地を買い受け、通路として利用する予定であるため、今回申請するものです。 土地の選定及び代替の可能性についてですが、記載のとおり検討されており、代替の可能性はないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、問題がないこと、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部、1番の案件について1番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第38号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

	これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。
--	--